

銀行取引約定書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇銀行 御中

本人住所
〇 〇 〇 〇 印

連帯保証人住所
〇 〇 〇 〇 印

連帯保証人住所
〇 〇 〇 〇 印

私は、貴行との取引について、次の条項を確約します。

(適用範囲)

第1条 手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替その他一切の取引に関して生じた債務の履行については、この約定に従います。

2 私が振出、裏書、引受、参加引受又は保証した手形を、貴行が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行についてこの約定に従います。

(手形金債務と借入金債務)

第2条 手形によって貸付を受けた場合には、貴行は、手形又は貸金債権のいずれによっても請求することができます。

(利息・損害金等)

第3条 利息、割引料、保証料、手数料、これらの戻しについての割合及び支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。

2 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、支払わなければならない金額に対し、年〇〇パーセントの割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(担保)

第4条 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって直ちに貴行の承認する担保若しくは増担保を差入れ、又は保証人をたて若しくはこれを追加します。

- 2 貴行に現在差入れている担保及び将来差入れる担保は、すべて、その担保する債務の他、現在及び将来負担する一切の債務を共通に担保するものとします。
- 3 担保は、必ずしも法定の手續によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴行において取立又は処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には直ちに弁済します。
- 4 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、貴行の占有下にある私の動産、手形、その他の有価証券は、貴行において取立又は処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取扱うことに同意します。

(期限の利益の喪失)

第5条 私について次の各号の一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくても貴行に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- ① 支払の停止又は破産手續開始、民事再生手續開始、会社更生手續開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 私又は保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押、又は差押の命令、通知が發送されたとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなど私が責任を負わなければならない事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。
- 2 次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対する一切の債務は、期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- ① 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ② 担保の目的物について差押、又は競売手續の開始があったとき。
 - ③ 私が貴行との取引約定に違反したとき。
 - ④ 保証人が前項又は本項の各号の一つにでも該当したとき。
 - ⑤ 前各号の外債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

- 5 私が相殺した場合における債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。なお、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。

(手形の呈示・交付)

第8条 私の債務に関して手形が存在する場合、貴行が手形上の債権によらないで、第7条の差引計算をするときは、同時にはその手形の返還を要しません。

- 2 前二条の差引計算により貴行から返還を受ける手形が存在する場合には、その手形は私が貴行まで遅滞なく受領に出向きます。ただし、満期前の手形については貴行はそのまま取立てることができます。

- 3 貴行が手形上の債権によって第7条の差引計算をするときは、次の各場合に限り、手形の呈示又は交付を要しません。なお、手形の受領については前項に準じます。

- ① 貴行において私の所在が明らかでないとき。
- ② 私が手形の支払場所を貴行にしているとき。
- ③ 支払銀行に対する手形の送付又は提示が困難と認められるとき。
- ④ その他やむを得ないと認められるとき。

- 4 前二条の差引計算の後なお直ちに履行しなければならない私の債務がある場合、手形に私以外の債務者がいるときは、貴行はその手形を留め置き、取立又は処分のうえ、債務の弁済に充当することができます。

(弁済の指定)

第9条 弁済又は第7条による差引計算の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認められる順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

第9条の2 第7条の2により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。

- 2 私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

- 3 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができます。

- 4 前二項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、また満期前の割引手形については買戻債務を、債務保証については事前の求償債務を私が負担したものとして、貴行は、その順序方法を指定することができます。

(危険負担・免責条項等)

第10条 私が出、裏書、引受、参加引受若しくは保証した手形又は私が貴行に差入れた証書が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷又は延着した場合には、貴行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、貴行から請求があれば直ちに代り手形、証書を差入れます。この場合に生じた損害については貴行に何らの請求をしません。

- 2 私の差入れた担保について前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合にも、貴行に何らの請求をしません。

- 3 万一手形要件の不備若しくは手形を無効にする記載によって手形上の権利が成立しない場合、又は権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、手形面記載の金額について、その弁済の責任を負います。

- 4 手形、証書に押捺された印影を、私の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし、手形、証書の記載文言に従って責任を負います。

- 5 私に対する権利の行使若しくは保全又は担保の取立若しくは処分に要した費用、及び私の権利を保全するため貴行の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

(届出事項の変更)

第11条 印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出をします。

- 2 前項の届出を怠ったため、貴行からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

(報告及び調査)

第12条 財産、経営、業況について貴行から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。

- 2 前項の事項について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、貴行からの請求がなくても直ちに報告します。

(適用店舗)

第13条 この約定書の各条項は、私と貴行本支店との間の諸取引に共通に適用されることを承認します。

(合意管轄)

第14条 この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、貴行本店又は貴行〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。